

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日
規則第 42 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 38 号
改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号
改正 平成 21 年 3 月 25 日規則第 14 号

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 5 年八尾市規則第 13 号）の全部を改正する。

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 16 年八尾市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（一般廃棄物処理計画）

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画とは、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）、八尾市生活排水処理基本計画及び八尾市一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）とする。

（ごみ減量推進員）

第 4 条 条例第 12 条第 1 項のごみ減量推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の減量、資源化及び適正な処理の推進並びに清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）に関して市が実施する施策に積極的に協力すること。
- (2) 廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動の推進を図ること。
- (3) 廃棄物の減量等に関する啓発を行うこと。
- (4) その他廃棄物の減量等に関し市長が定めること。

2 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、再任されることができる。

4 その他推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物の排出方法等）

第 5 条 家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる場所により排出しなければならない。

- (1) 家庭系廃棄物を排出する場合は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に所定の場所に持ち出すこと。ただし、年末年始その他これにより難しいときは、市長が別に定めるところにより持ち出すこと。
- (2) 可燃ごみ、埋立ごみ又は複雑ごみを排出する場合は、一般廃棄物処理基本計画に従い市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を使用すること。
- (3) 資源ごみを排出する場合は、当該ごみを洗浄した上で、指定袋を使用すること。
- (4) 粗大ごみ又は臨時ごみを排出しようとする場合は、当該ごみの種類、形状及び量を明らかにしてあらかじめ市長に申し込み、その指定を受けた日及び場所に持ち出すこと。この場合において、当該ごみが飛散し、又は転倒等しないように措置するとともに、交通の障害又は災害の誘発にならないように配慮すること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集を行わないことができる。

- (1) 前項各号に定める方法により排出されていないと認められる場合
- (2) 著しく破損し、又は損傷した指定袋が使用された場合
- (3) 第 7 条第 1 項又は第 3 項の届出がない場合

- 3 第1項第1号から第3号までの規定は、市が収集する事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）について準用する。
- 4 指定袋の配付方法は、市長が別に定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬）

第6条 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を排出しようとする者は、同法第9条の規定に基づく小売業者の引取義務のない場合に限り、当該特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することができる。ただし、事業者は、その事業活動に伴って生じた特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することはできない。

- 2 特定家庭用機器廃棄物を市に引き渡すときは、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票を添付しなければならない。

（一般廃棄物の処理の届出）

第7条 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、条例第15条の規定による届出を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) し尿の収集、運搬及び処分を依頼するときは、当該処理をすべき日の10日前までに届け出ること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物又は事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を依頼するときは、あらかじめ届け出ること。

- 2 市長は、前項の届出に関し、必要に応じて当該届出の内容について調査することができる。

- 3 占有者等は、第1項の届出の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

（処理を指示することができる事業系一般廃棄物）

第8条 条例第17条第1項の規則で定める品目は、特定家庭用機器廃棄物及び市長が別に定める品目とする。

- 2 条例第17条第1項の規則で定める事業系一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の量は、指定袋1袋を超える量とする。

（共同住宅等）

第9条 条例第20条第1項及び第3項の規則で定める共同住宅等は、共同住宅又は長屋であって、住宅戸数が20戸以上のものとする。

（適正処理困難物の指定）

第10条 市長は、条例第21条第1項の規定による適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

（排出禁止物の指定）

第11条 市長は、条例第22条第1項各号のいずれかに該当するものとして排出禁止物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（一般廃棄物処理施設への受入れ基準等）

第12条 条例第23条第1項の規則で定める受入れ基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- (2) 条例第22条第1項各号に掲げるものを除去してあること。
- (3) 可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみ、複雑ごみ、粗大ごみ等適正に分別して、それぞれ指定された一般廃棄物処理施設に搬入すること。
- (4) 焼却し、破碎し、又は埋め立てることが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
- (5) 特定家庭用機器廃棄物でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。

- 2 前項各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設への受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物の搬入方法等）

第13条 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）を市長の指定するごみ処理施設又は最終処分場に自ら搬入しようとする者は、一般廃棄物搬入申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、搬入物の受入れの適否を審査し、適合者には、搬入の指示を行うものとする。

(多量排出事業者)

第14条 条例第24条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小売業を行うための店舗の用に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上である当該店舗で小売業を営む者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数100床以上を有する病院を開設している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及び短期大学を設置している者
- (4) 2,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場又は旅館若しくはホテルにおいて営業を行う者
- (5) 事務所の用に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上である当該事務所で事業活動を行う者

2 条例第24条第1項の事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書は、毎年、4月1日前1年間における実績に基づき、同日以後1年間の計画を事業系一般廃棄物減量計画等報告書（様式第2号）により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

第15条 条例第24条第2項の事業系廃棄物管理責任者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による届出は、事業系廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準等)

第16条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物及び再利用の対象となる物（次号及び第3号において「再利用対象物等」という。）の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
- (2) 再利用対象物等を明確に区別でき、かつ、十分に収納できる規模であること。
- (3) 再利用対象物等を衛生的に保管できること。

2 条例第25条第2項の事業用建築物のうち規則で定める大規模なものは、多量排出事業者がその事業を行う建築物とする。

3 条例第25条第2項の規定による事業系一般廃棄物の保管場所の届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書（様式第4号）により行うものとする。

(設置等の届出期限)

第17条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着工する日の30日（一般廃棄物の最終処分場については60日）前までに行わなければならない。

(設置等に係る縦覧の告示)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設（条例第26条に規定する対象施設をいう。以下同じ。）の名称及び設置の場所
- (2) 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (4) 条例第26条に規定する生活環境影響調査の項目
- (5) 条例第26条に規定する調査書（以下「調査書」という。）を縦覧に供する場所、期間及び時間
- (6) 条例第27条第2項に規定する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限
- (7) その他市長が必要と認める事項

(縦覧の手続)

第19条 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその他市長が必要と認める事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第20条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 管理上必要な指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。
(意見書の記載事項)

第21条 条例第27条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
(一般廃棄物処理手数料の算定方法)

第22条 条例第30条第1項の一般廃棄物処理手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）であつて月額をもって徴収するものについては、徴収すべき事実がその月の15日以前に生じたときはその月分から、その月の16日以後に生じたときはその翌月分から徴収する。ただし、し尿に係る一般廃棄物処理手数料のうち世帯割については、その事実が生じた月分から徴収する。

2 条例別表の事業用手数料のうち特別手数料（以下「事業用特別手数料」という。）については、月の中で収集を中止したときは、中止した日がその月の15日以前の場合は前月分までの月額を、その月の16日以後の場合は当該月分までの月額を徴収する。ただし、収集の開始から中止までの期間が1月に満たないときの事業用特別手数料は、1月分とする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第23条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

- (1) 事業用特別手数料 3月分を一括して徴収する。
- (2) 終末処分に係る手数料 そのつど徴収する。
- (3) 臨時手数料 そのつど徴収する。
- (4) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 そのつど徴収する。
- (5) し尿に係る普通手数料 2月分を一括して徴収する。
- (6) し尿に係る特殊手数料 そのつど徴収する。
- (7) 飼養する動物の死体 そのつど徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者に対しては、一般廃棄物処理手数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。

3 事業用特別手数料の納期は四半期ごととし、その納期限については4月分から6月分までを4月末日、7月分から9月分までを7月末日、10月分から12月分までを10月末日、1月分から3月分までを1月末日とする。ただし、納期の途中で収集を開始し、変更し、又は中止したときの当該納期に係る納期限は、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の還付)

第24条 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について一般廃棄物処理手数料を還付する。

- (1) 条例別表の事業用手数料のうちの基本手数料を納付した者から当該基本手数料に係る未使用の指定袋の返還があつた場合 当該未使用の指定袋に係る既納手数料の全額
- (2) 既納の事業用特別手数料の算定基礎となった排出量の変更等により当該事業用特別手数料に過納額が生じた場合 当該過納額

2 一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、速やかに事業用手数料還付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第25条 条例第31条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところにより行うことができる。

- (1) 天災又は火災による被害を受けた住宅から発生した家庭系廃棄物を当該被害を受けた者が処分する場合 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者が排出する家庭系廃棄物を臨時に処理する場合 免除
- (3) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

- 2 事業者（国及び地方公共団体を含む。）に係る一般廃棄物処理手数料については、減免しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料については、減免しないものとする。
- 4 第1項第3号の規定により減額する額は、市長が別に定める。
- 5 第1項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災又は火災の場合であって市長が特に認めるときは、この限りでない。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第26条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業（同項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「収集運搬業申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書（様式第8号）
- (2) 事務所又は営業所にあつては付近の見取図、車庫にあつてはその平面図及び付近の見取図、積替施設又は保管施設にあつてはその平面図及び立面図並びに付近の見取図
- (3) 収集運搬業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (5) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (6) 収集運搬業申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書（様式第9号）
- (7) 従業者名簿（様式第10号）及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写し
- (8) 収集運搬業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (9) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書（様式第11号）
- (10) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (11) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (12) 契約（予定）者名簿（様式第12号）及び当該契約者との契約書（契約予定者の場合は、これに類するもの）の写し
- (13) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表（様式第13号）
- (14) 収集運搬車両の正面、両側面及び後面の写真
- (15) 収集運搬車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- (16) 収集運搬業申請者が収集運搬車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (17) 人員配置図（様式第14号）
- (18) 誓約書（様式第15号）
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第27条 一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
- (2) 収集運搬業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの

政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。

- (4) 収集運搬業申請者が法人の場合にあっては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 収集運搬業申請者が個人の場合にあっては、法第7条第5項第4号へ及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (6) 収集運搬業申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (7) 市内に独立した事務所又は営業所を有していること。
- (8) 前号に規定する事務所又は営業所に従業員を常駐させていること。
- (9) 収集運搬車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
- (10) 収集運搬車両は、近畿運輸局大阪運輸支局管轄区域内の登録とし、本市域内の一般廃棄物の収集又は運搬に限り使用する専用車両とすること。
- (11) 市内に収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫を有し、かつ、当該車庫の使用に関する権原を有していること。
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (13) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の条件）

第28条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (2) 収集した一般廃棄物は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時に行うこと。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物処理施設への搬入については、市長が指示する分別形態とすること。
- (4) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管容器又は積替容器については、静置又は作業中に一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。
- (6) 一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両は塵芥収集車を原則として最大積載量は1台につき4トン以下のものとし、一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥に限る。）の収集運搬車両はバキューム車を原則として最大積載量は1台につき10トン以下のものとする。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (7) 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、他の用途に使用することがないようにするとともに、常に整備し、及び良好で清潔な状態を確保すること。
- (8) 車両標識等については、市長の指示に従うこと。
- (9) 産業廃棄物及び本市域外において収集した一般廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入しないこと。
- (10) 市が推進する環境施策に積極的に協力すること。
- (11) 許可に伴う一般廃棄物の収集及び運搬の量の実績が市長の定める量以上であること。
- (12) その他市長が必要と認めること。

（一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可）

第29条 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 前2条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第30条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添

えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第26条各号（第6号を除く。）に掲げる書類。この場合において、これらの規定中「収集運搬業申請者」とあるのは、「清掃業許可申請者」とする。
- (2) 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号（ホを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 清掃業許可申請者が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条各号に掲げる技術上の基準に適合している旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面
（浄化槽清掃業の許可の基準）

第31条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が本市に事務所又は営業所を有していること。
 - (2) 清掃業許可申請者が自らその業務を実施すること。
 - (3) 清掃業許可申請者にあつては、環境省関係浄化槽法施行規則第11条各号に掲げる技術上の基準に適合するために必要な器具及び人員を有し、かつ、その業務を的確に遂行できる能力を有すること。
- 2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業の許可の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（一般廃棄物処分業の許可の申請）

第32条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業（同項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「処分業申請者」という。）は、一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書
- (2) 一般廃棄物の処分の用に供する一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が最終処分場である場合には、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を含む。）
- (3) 処分業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 処分業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (5) 処分業申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (6) 処分業申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書
- (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を行おうとする場合にあつては、当該処分後の処理方法を記載した書類
- (8) 従業者名簿
- (9) 処分業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (10) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書
- (11) 処分業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (12) 処分業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (13) 事業の用に供する設備及び器材の一覧表
- (14) 処分業申請者が一般廃棄物の処分の用に供する車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (15) 人員配置図
- (16) 誓約書
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面
（一般廃棄物処分業の許可の基準）

第33条 一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処分業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
 - (2) 処分業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (3) 処分業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
 - (4) 処分業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
 - (5) 処分業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号へ及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
 - (6) 処分業申請者が自らその事業を実施する者であること。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- （一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可）
- 第34条 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。
- （変更の届出）
- 第35条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出又は浄化槽法第37条の規定による届出をしようとする者は、許可申請事項変更届出書（様式第20号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- （廃止の届出）
- 第36条 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出又は浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止等届出書（様式第21号）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。
- （許可証の交付等）
- 第37条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可又は許可の更新の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可又は許可の更新の適否を決定する。
- 2 市長は、法第7条第1項の許可をし、同条第2項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第22号）を交付する。
- 3 市長は、法第7条第6項の許可をし、同条第7項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第23号）を交付する。
- 4 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第24号）を交付する。
- 5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下これらの者を「一般廃棄物処理業者」という。）並びに浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（様式第25号）により市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。
- （許可車両等の表示）
- 第38条 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両（次条第1項の規定による許可に係る車両を除く。）には、車体の両側面に長方形の黒色地に白色の文字で「八尾市許可 番号」（番号の部分は、一般廃棄物収集運搬業許可証に記載された当該許可に係る番号とすること。）と表示しなければならない。
- （代替車両）
- 第39条 一般廃棄物収集運搬業者は、その許可に係る収集運搬車両（第4項において「本来の収

集運搬車両」という。)のやむを得ない事由により、当該収集運搬車両が使用できない場合において、当該収集運搬車両以外の車両を臨時に使用しようとするときは、あらかじめ代替車両使用許可申請書(様式第26号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による許可に係る車両について、車両承認証(様式第27号)を交付するものとする。
- 3 前項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、常にこれを当該第1項の規定による許可に係る車両の所定の部分に貼付しておかなければならない。
- 4 第2項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該車両承認証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 車両承認証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 本来の収集運搬車両が使用できるようになったとき。
(許可の取消し等)

第40条 市長は、条例第38条の規定による許可の取消しをするときは許可取消書(様式第28号)により、同条の規定による事業の全部又は一部の停止の命令をするときは業務停止命令書(様式第29号)により、それぞれ行うものとする。

- 2 市長は、条例第38条の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたために生じた損害については、その責めを負わない。
(一般廃棄物処理業審査委員会)

第41条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可及び許可の更新の適否に係る事項並びに条例第38条に規定する許可の取消し等に係る事項の審査のため、一般廃棄物処理業審査委員会を置く。

- 2 前項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(一般廃棄物処理状況の報告)

第42条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、前月の当該許可に係る事業又は業務の状況について一般廃棄物処理状況報告書(様式第30号から様式第33号まで)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第43条 条例第43条第2項に規定する証明書の様式は、様式第34号のとおりとする。

(技能長及び作業長)

第44条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は浄化槽の清掃に関する業務を指揮監督するため、経済環境部に技能長及び作業長を置くことができる。

- 2 技能長は、八尾市事務分掌規則(昭和38年八尾市規則第180号)第3条第3項に規定する業務長を補佐するとともに、上司の命を受けて担任業務を掌理する。
- 3 作業長は、上司の命を受けて担任業務を掌理する。
- 4 技能長及び作業長は、本市職員のうちから市長が任命する。

(主任)

第45条 作業長を補佐し、業務の円滑な運営を図るため、経済環境部環境事業課に主任を置くことができる。

- 2 主任は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、技能員及び労務員を指揮する。
- 3 主任は、経済環境部環境事業課に属する職員のうちから経済環境部長が任命する。

(その他)

第46条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第14号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。